

三重県競技力向上対策本部

第10回本部会議

参考資料



令和4年6月20日（月）

津アストホール

三重県競技力向上対策本部
第10回本部会議 参考資料 資料目次

・三重県競技力向上対策本部規約	P 3
・三重県競技力向上対策本部事務局規程	P 7
・三重県競技力向上対策本部財務会計規程	P 12
・三重県競技力向上対策本部委員名簿	P 21

{

三重県競技力向上対策本部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この本部は、三重県競技力向上対策本部（以下「本部」という。）と称する。

(目的)

第2条 本部は、国民体育大会等に向けた競技力の向上を図り、スポーツ推進の更なる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本部は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 三重県競技力向上対策基本方針（以下「基本方針」という）を策定し、具体的な競技力向上対策計画（以下「推進計画」という）の策定と進捗状況等の分析・評価及びその結果を踏まえた同計画の見直しに関すること。
- (2) 競技力向上対策事業の実施に関すること。
- (3) 競技力向上対策の条件整備に関すること。
- (4) その他本部の目的達成に必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 本部は、本部長及び次の各号に掲げる者のうちから本部長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 県関係者
- (2) 県議会関係者
- (3) 市町関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 産業・経済関係者
- (6) 学校・スポーツ団体関係者
- (7) 学識経験者（競技力向上に関する）

(役員)

第5条 本部に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 監事 若干名

(役員の選出)

- 第6条 本部長は、三重県知事をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部会議の承認を得て、委員のうちから本部長が委嘱する。
 - 3 監事は、本部会議の承認を得て、本部長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名した副本部長が、その職務を代行（代理）する。
 - 3 監事は、本部の会計を監査する。

(任期)

- 第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、本部の目的が達成され、解散することとなる日までとする。ただし、委員等が就任時における所属機関及び団体等の役職を離れた場合、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 本部長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
 - 3 本部長は、前項の規定により、委員等の変更があった場合は、次の本部会議において報告する。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第9条 本部に次の会議を置く。
- (1) 本部会議
 - (2) 競技力向上対策委員会

(本部会議)

- 第10条 本部会議は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。
- 2 本部会議は、本部長が招集する。
 - 3 本部会議の議長は、本部長が指名する。
 - 4 本部会議は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総合的な事業の推進に関すること。
 - (2) 規約の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 競技力向上対策委員会に付託及び委任する事項に関すること。
 - (6) その他競技力の向上に係る重要な事項に関すること。
 - 5 本部会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
 - 6 本部会議に出席できない委員は、代理人に権限を委任するか、または書面で議決に加わることができる。

7 本部会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(競技力向上対策委員会)

- 第11条 競技力向上対策委員会は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。
2 委員長、副委員長は、本部長が競技力向上対策委員会委員の中から委嘱する。
3 競技力向上対策委員会は、本部会議から付託および委任された専門的事項について調査・協議する。
4 前項のほか、競技力向上対策委員会に関する必要な事項については、本部長が別に定める。

第4章 専決処分

(本部長の専決処分)

- 第12条 本部長は、本部会議を招集するいとまがないと認める緊急な事項について、これを専決処分することができる。
2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の本部会議において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第13条 本部の事務を処理するため、三重県地域連携部スポーツ推進局内に事務局を置く。
2 事務局に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第14条 本部の経費は、三重県からの負担金およびその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第15条 本部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 補則

(委任)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成25年5月29日から施行する。
- 2 本部の設立時の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、本部が設立された日から始まるものとする。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

三重県競技力向上対策本部事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、三重県競技力向上対策本部規約第13条第2項の規定により、三重県競技力向上対策本部（以下「本部」という。）の事務局の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(設置)

第2条 事務局は、三重県地域連携部スポーツ推進局内に置く。

(業務)

第3条 事務局は、三重県競技力向上対策本部の業務に関する事務を処理する。

(職および職務)

第4条 事務局に、次表の左欄に掲げる職を置き、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
事務局長	本部長の命を受け、職員を指揮監督し、事務局の事務を総括する。
事務局次長	事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
出納員	本部の現金の出納および保管等に関する事務を処理する。
事務局員	上司の命を受け、本部の事務を処理する。

- 2 事務局長は、三重県地域連携部スポーツ推進局次長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、三重県地域連携部スポーツ推進局競技力向上対策課課長をもって充てる。
- 4 出納員は、三重県地域連携部スポーツ推進局競技力向上対策課課長補佐兼班長をもって充てる。
- 5 事務局員は、三重県地域連携部スポーツ推進局競技力向上対策課の職員をもって充てる。

6 本部長は、特に必要があると認めるときは、期限を定めて臨時に職員を任用することができる。この場合の任用手続きおよび期間は、三重県の例による。

第3章 事務処理

(事務局長の専決事項)

第5条 事務局長は、別表第1に掲げる事項を専決することができる。

2 前項の規定に定めのないものであっても、その内容により専決するが適当であると認められるものについては、前項の規定に準じて専決することができる。

3 事務局長は、必要があると認められるものについては、その専決した事項を遅延なく本部長に報告しなければならない。

(代決)

第6条 本部長が不在のときは事務局長がその事務を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ代決することを禁止した事項、重要な事項または本部長の判断が必要と認められる事項については、代決することができない。

第4章 文書の取扱い

(記号および番号)

第7条 事務局の文書には、記号および番号を付するものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文書番号は、「三競向上」をする。

(文書の保管および保存)

第8条 施行の手続を終了した文書は、事務局において保管し、事務局長が指示する指定する日まで保存しなければならない。

(準用)

第9条 前条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、三重県文書規程の例による。

第5章 公印

(公印)

第10条 事務局で使用する公印の種類は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、三重県公印取扱規程の例による。

第6章 服務および旅費

第11条 職員の服務については、三重県職員の例による。

(旅費)

第12条 職員に支給する旅費については、三重県職員の例による。

(費用弁償)

第13条 役員および委員等が旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。

2 前項において支給される費用弁償の額および支給方法については、三重県の例による。

第7章 補則

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この規程は平成25年5月29日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和 4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1 事務局長の専決事項
(1) 事業計画に基づく各種事項の実施に関すること。
(2) 本部会議の運営に関すること。
(3) 競技力向上対策委員会の運営に関すること。
(4) 事務局の組織および運営に関すること。
(5) 事務局員の委嘱または任命に関すること。
(6) 事務局員の事務分掌に関すること。
(7) 事務局員の服務に関すること。
(8) 事務局員の旅行命令および復命の受理ならびに職員以外の旅行依頼に関すること。
(9) 臨時職員の任用に関すること。
(10) 本部長名をもってする簡易又は定例に属する通知・報告・届出等の処理に関すること。
(11) 収入に関すること。
(12) 支出負担行為、支出命令に関すること。
(13) 予算の流用に関すること。

別表第2（第10条関係）

種類	印材	形状	寸法	書体
三重県競技力向上対策本部長之印	つげ	正方形	一辺 24 mm	てん書
三重県競技力向上対策委員会委員長之印	つげ	正方形	一辺 21 mm	てん書
三重県競技力向上対策本部事務局長之印	つげ	正方形	一辺 21 mm	てん書

三重県競技力向上対策本部財務会計規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、三重県競技力向上対策本部事務局規程（以下「事務局規程」という。）第14条の規定に基づき、三重県競技力向上対策本部（以下「本部」という。）の財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(出納員)

第2条 事務局長は、出納員（事務局規程第4条第4項の規定により三重県地域連携部スポーツ推進局競技力向上対策課課長補佐兼班長を充てる。）に事故があるとき、又は欠けたとき、若しくは異動に伴い後任者が赴任するまでの間は、当該期間中、出納員の職務を執行する者を任命しなければならない。

(善管義務)

第3条 事務局員は、善良な管理者の注意をもって、金銭及び物品を管理しなければならない。

(財務及び会計に関する事務の専決)

第4条 第20条に規定するもののほか、本部の財務及び会計に関する事務は、事務局長が専決する。

第2章 帳簿及び帳票

(帳簿)

第5条 会計帳簿は次の各号のとおりとする。

- (1) 収入予算整理簿（第1号様式）
- (2) 支出予算整理簿（第2号様式）
- (3) 備品台帳（第3号様式）
- (4) 郵券証紙類出納簿（第4号様式）
- (5) その他必要と認める帳簿

2 前項各号に掲げる帳簿は、会計帳票及び証拠書類に基づき正確かつ明瞭に記帳しなければならない。

(会計帳票)

第6条 会計帳票は、次の各号のとおりとする。

- (1) 調定決議書（第5号様式）
- (2) 支出負担行為書（第6号様式）
- (3) 支出命令書（第7号様式）
- (4) 支出負担行為兼支出命令書（第8号様式）
- (5) 更正書（第9号様式）
- (6) 流用計算書（第10号様式）
- (7) 立替払金請求書兼領収書（第11号様式）
- (8) その他必要と認める帳票

第3章 予算及び決算

(予算の科目)

第7条 予算の科目は、別表第1のとおりとする。

2 予算の科目には予備費を設けることができる。

(予算の編成)

第8条 事務局長は、収入及び支出を明示した予算案を作成し、本部長に提出するものとする。

2 前項の規定は、既定の予算を補正する場合において準用する。

(予算の流用)

第9条 事務局長は、やむを得ない事由により予算の流用が必要と認めた場合は、予算において定めた目及び節の金額を流用することができる。この場合、流用計算書（第10号様式）により流用の決定をしなければならない。

(剩余金の翌年度繰越)

第10条 各会計年度において、剩余金が生じたときは、翌年度の会計に繰り越すことができる。

ただし、県からの負担金については繰り越すことができない。

(出納閉鎖)

第11条 本部の出納は、翌年度の5月31日までに閉鎖する。

(決算案の調製)

第12条 事務局長は、出納閉鎖後、決算案を調製し、証拠書類を添付して本部長に提出しなければならない。

2 本部長は、決算案を監事の審査に付さなければならない。

第4章 金融機関

(指定金融機関)

第13条 本部の出納事務を取り扱う金融機関（以下「指定金融機関」という。）は、株式会社百五銀行県庁支店とする。

第5章 収入及び支出

(金銭の範囲)

第14条 この規程において金銭とは、現金、預金、小切手及び金銭に代わるべき証書をいう。

(金銭の出納及び保管)

第15条 金銭の出納は、全て会計帳票により適正に決裁を受けなければならない。

2 金銭は、最も確実な方法により、これを保管しなければならない。

(収入の決定)

第16条 事務局長は、収入にあたっては、調定決議書（第5号様式）により収入の決定をしなければならない。ただし、入場料及び預金利息については、この限りでない。

(請求)

第 17 条 事務局長は、収入の決定をしたときは、原則として相手方に請求書を発行しなければならない。ただし、募金及び協賛金については、この限りでない。

(収納)

第 18 条 出納員は、金銭を収納したときは、原則として相手方に領収書を発行しなければならない。ただし、入場料及び預金利息については、この限りでない。

2 収納した金銭は、速やかに指定金融機関に預け入れるとともに、調定決議書（第 5 号様式）に収納年月日及び預入年月日を記入し、収入予算整理簿（第 1 号様式）を整理するものとする。

(支出負担行為等)

第 19 条 事務局長は、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為書（第 6 号様式）及び関係書類により決裁を受けなければならない。

2 事務局長は、支出命令をしようとするときは、支出命令書（第 7 号様式）及び関係書類により、出納員に支出命令をし、出納員は、審査及び確認を行い、適正と認めたときは、支払の決定をしなければならない。

3 前 2 項にかかわらず、別表第 2 に該当する場合は、支出負担行為兼支出命令書（第 8 号様式）により処理することができる。

(予算の執行)

第 20 条 予算執行の専決区分は、別表第 3、別表第 4 及び別表第 5 に掲げるとおりとする。

(支払)

第 21 条 出納員が行う支払は、原則として精算払とする。

2 出納員が支払う場合は、原則として相手方から領収書を受け取らなければならない。ただし、同条第 4 項の規定に基づき口座振替を行った場合は、当該口座振替を行ったことを証する書類をもって相手方からの領収書に代えることができる。

なお、領収書等は証拠書類として、支出命令書（第 7 号様式）又は支出負担行為兼支出命令書（第 8 号様式）に編てつしなければならない。

3 事務局員による立替払があった場合は、債権者からの領収書を支出根拠として立替者に支払いが行うことができる。

立替払の請求は、立替払金請求書兼領収書（様式第 11 号）により行うものとし、支払を行ったときは、立替払者から領収書を徴収する。なお、この場合、領収書は立替払金請求書兼領収書の領収欄に記名・捺印したものとする。

立替者が債権者からの領収書を徴収できない場合は、支出調書を立替者が作成し、それを支出根拠に立替者に支払いを行うことができる。

4 支払方法は、原則として指定金融機関からの口座振替により支払うものとする。ただし、事務局長が必要と認めた場合は、現金により支払うことができる。

5 資金前渡のできる経費は、次に掲げるものとし、事務局長が指定する資金前渡受者に資金を前渡できるものとする。また、資金前渡の限度額は、その都度必要とする額とし、その支払については、支出金の支払の例によらなければならぬ。

また、資金前渡受者は、毎月 10 日までに、前金の精算状況について、前渡資金精算書（文

例 1 その 2) に証拠書類を添えて精算し、未精算額があるときは返納しなければならない。

- (1) 旅費
- (2) 外国並びに国内における遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費
- (3) 報償金その他これに類する経費
- (4) 官公署に対して支払う経費
- (5) 後納郵便利用代金
- (6) 現金による支払をしなければ購入し、利用し、又は使用することができないものに要する経費
- (7) 歳入の誤納又は過納となった金額を払い戻すため必要があるときは、その資金
- (8) その他事務局長が認めた経費

6 出納員は、支払をした場合は、支出予算整理簿（第2号様式）を整理するものとする。

（収入金又は支出金の更正）

第 22 条 事務局長は、収入金又は支出金の年度、予算科目その他の事項について更正が必要と判断したときは、更正書（第9号様式）及び関係書類により速やかに改め、出納員の審査を受けなければならない。

第 6 章 契約

（契約の締結）

第 23 条 本部の業務に係る契約に関しては、三重県の例による。ただし、これによりがたいときは、事務局長が別に定める。

2 本部の業務に係る契約事務の審査については、別に定める。

第 7 章 物品

（物品の範囲）

第 24 条 物品とは、次に定めるもの（固定資産に関するものを除く。）をいう。

- (1) 備品 取得価格が 5 万円以上のもの。
 - (2) 消耗品 取得価格が 5 万円未満のもの。
 - (3) 郵券証紙類
- 2 前項にかかわらず、取得価格が 5 万円未満であっても、事務局長が必要と認めるものは備品として管理することができる。

（物品の管理）

第 25 条 物品の管理のため、物品取扱員を置く。

- 2 物品取扱員は、事務局次長をもって充てる。
- 3 物品取扱員は、事務局長の委任により物品の取得、管理及び処分に関する事務を行う。
- 4 物品取扱員は、物品を常に良好な状態で使用かつ保管するとともに、備品においては備品台帳（第3号様式）を、郵券証紙類については郵券証紙類出納簿（第4号様式）整備し、増減又は異動に関する事項を記載しなければならない。

（年度の区分）

第 26 条 物品の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 消耗品及び郵券証紙類は、年度末において残数があるときは、翌年度に繰り越し、整理し

なければならない。

第8章 補則

(委任)

第27条 この規程に定めるもののほか、本部の財務及び会計に関し必要な事項は、事務局長が定める。

(補則)

第28条 この規程に定めのないことについては、三重県会計規則、同規則運用方針、その他三重県が定める関係要綱・要領・取扱通知等を準用することとする。

附則

この規程は、平成25年5月29日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月23日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月18日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月18日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

(収入)

項	目	節
負担金	県負担金	三重県負担金
諸収入	雑入	預金利息等
繰越金	繰越金	前年度繰越金

(支出)

項	目	節
対策本部費	事業費	報酬 報償費 旅費 交際費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金、補助及び交付金 公課費
	事務局費	

別表第2（第19条関係）

節区分		支出負担行為兼支出命令書で処理可能なもの
報酬		全部
報償費	報償金、賞賜金及び買上金	全部
	報償品	1件の金額が50万円未満のもの
旅費		全部
交際費		全部
需用費	食糧費	昼食、弁当、茶菓子等の費用及び1件の金額が10万円未満のもの
	燃料費及び光熱水費	1件の金額が10万円未満のもの
	その他	1件の金額が10万円未満のもの(注1)
役務費	筆耕翻訳料	1件の金額が10万円未満のもの
	その他(保管料及び広告料を除く)	全部(注2)
使用料及び賃借料		1件の金額が10万円未満のもの
備品購入費		1件の金額が10万円未満のもの
負担金、補助及び交付金	負担金	研修への参加負担金
	補助金	実績に基づき交付決定するもの
	交付金	実績に基づき交付決定するもの
公課費		全部

(注1)「書籍及び法規追録で100万円未満のもの」及び「写真の現像、焼付け及び引き伸ばしの費用」を含む。

(注2)「後納郵便料、電信電話料、切手及びはがき並びに回数券及び渡船券の購入の費用、先払運搬料並びに航空便及び宅配便の費用」を含む。

別表第3（第20条関係）<収入関係>

専決区分	事務局長	事務局次長
負担金	1億円以上	1億円未満
協賛金	500万円以上	500万円未満
その他収入		全額

別表第4（第20条関係）<支出関係>

専決区分		支出負担行為	支出命令
		事務局次長	事務局次長
報酬		全額	全額
報償費	用品調達の場合	全額	全額
	その他	全額	全額
旅費		全額	全額
交際費		全額	全額
需用費	食糧費	全額	全額
	その他	全額	全額
役務費		全額	全額
委託料		全額	全額
使用料及び賃借料		全額	全額
備品購入費		7,000万円未満 ※7,000万円以上については、 本部長決裁とする。	全額
負担金、補助及び交付金		全額	全額
公課費		全額	全額

別表第5（第20条関係）<支払方法等関係>

専決区分	事務局次長
立替払等の精算	全額
予算の流用	全額
収入金又は支出金の更正	全額

三重県競技力向上対策本部 本部委員名簿（令和4年6月1日現在）

(本部長：1名、副本部長：1名、委員16名、計：18名)

敬称略

	選出区分	所属機関・団体・役職名	名前
本部長	県関係	三重県知事	一見 勝之
副本部長	学校・スポーツ 団体関係	公益財団法人三重県スポーツ協会 会長	向井 弘光
委 員	県議会関係	三重県議会議長	前野 和美
	市町関係	三重県市長会会长	末松 則子
		三重県町村会会长	西田 健
	教育関係	三重県教育委員会教育長	木平 芳定
		三重県市町教育長会会长	中田 雅喜
	産業・経済関係	三重県経営者協会会长	原 恭
		三重県商工会議所連合会会长	種橋 潤治
		三重県商工会連合会会长	坂下 啓登
	学校・スポーツ 団体関係	三重県中学校体育連盟会長	北村 浩久
		三重県高等学校体育連盟会長	野垣内 靖
	学識経験	日本体育大学体育学部教授	杉田 正明
		鈴鹿回生病院名誉院長	藤澤 幸三
		鈴鹿大学国際地域学部教授	平井 一正
		三重県スポーツ推進審議会副会長	馬瀬 隆彦
		指導者（フェンシング競技）	福田るり子
		公益財団法人日本サッカー協会 なでしこジャパンコーチ	宮本ともみ
監 事	県関係	三重県出納局副局長兼出納総務課 長	藤本 典夫
	学校・スポーツ 団体関係	公益財団法人三重県スポーツ協会 監事	天野 晴夫



